

令和3年度 山梨県主任介護支援専門員研修実施要領

1 目 的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

山梨県

3 研修実施機関

一般社団法人山梨県介護支援専門員協会に委託

4 研修日程及びカリキュラム

別添のとおり

5 受講対象者

次の受講要件（1）及び（2）を満たす者であって、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者として県が適当と認める者

受講要件（1） 次の①～③のすべてを満たす者

- ①利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実施できていると認められる者
- ②研修修了後、他の介護支援専門員への助言・指導の役割を果たす意志がある者
- ③「山梨県介護支援専門員専門研修・更新研修実施要綱」に基づく専門研修課程・更新研修Ⅰ及び専門研修課程・更新研修Ⅱを修了した者（※1）

受講要件（2） 次の①～④のいずれかに該当する者（※2）

- ①専任（※3）の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60か月）以上である者（ただし、管理者（※4）との兼務は期間として算定できるものとする。）
- ②「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任（※3）の介護支援専門員として従事した期間が3年（36か月）以上であるもの（ただし、管理者（※4）との兼務は期間として算定できるものとする。）
- ③施行規則第140条の66第1号イの（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者（※5）として現に地域包括支援センターに配置されている者
- ④介護支援専門員として従事した期間（兼務の期間を含む）が通算して5年（60か月）以上である者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア. 山梨県が実施する介護支援専門員等研修（※6）において、講師又はファシリテーターとしての経験を有する者
 - イ. 兼務の内容が、地域包括支援センターにおいて、居宅サービス計画の指導等に関わりがある者

- (※1) 直近に修了した研修が、専門研修課程・更新研修Ⅱであること。直近の研修が、再研修又は更新研修（未経験者向け）である場合は、研修初日の前日までに専門研修課程・更新研修Ⅰ及びⅡを修了していること。
- (※2) 介護支援専門員としての実務経験の範囲は、次の事業所又は施設において、介護支援専門員として業務に就労したことを指す。単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行い、介護サービス計画の作成を行っていなかった場合は、実務経験としては認められない。

①居宅介護支援事業所 ②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者 ③小規模多機能居宅介護、看護小規模多機能居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者 ④介護保険施設 ⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者 ⑥介護予防小規模多機能居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者 ⑦介護予防支援事業者 ⑧地域包括支援センター

- (※3) 専任とは、常勤専従のことを言う。
- (※4) 本研修の管理者とは、(※2)に示す事業所又は施設の管理者を指す（令和元年度から対象を拡充）。ただし、同一事業所の管理者とする。
- (※5) 主任介護支援専門員に準ずる者とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者を言う。
- (※6) 山梨県が実施する介護支援専門員等研修は下表とする。

実施年度	研修名
平成18年度以降	実務研修、実務従事者基礎研修、専門研修課程・更新研修Ⅰ、専門研修課程・更新研修Ⅱ、再研修・更新研修、介護予防ケアマネジメント従事者研修
平成17年度以前	実務研修、現任研修、基礎研修課程1、基礎研修課程2、専門研修

6 研修定員
30名程度

7 受講申込期限
令和3年8月24日（火）

8 申込方法
日本介護支援専門員協会「研修受講管理システム」から申し込む。
本研修に申し込むためには、事前アンケートへの回答が必要となる。

※ 申込や回答方法については、〈申込方法及び受講までの流れ〉を参照すること。

申込者の登録に際し、個人情報をも日本介護支援専門員協会事務局と共有することを了解した上で申し込むこと。

9 提出書類

- ・ 家族や親族は続柄で記載する。(例：長男)
- ・ 関係者、事業所名、病院名等はアルファベットで記載する。(例：F 通所介護)

10 受講決定

- (1) 書類審査等により総合的に判断し、県において受講可否を決定する。
- (2) 定員を超過した場合は、原則として次の優先順位で受講決定する。
 - 居宅介護支援事業所において、主任介護支援専門員がいない事業所に勤務している者
 - 地域包括支援センターにおいて、来年度主任介護支援専門員として配属予定である者
 - 同一事業所からの受講申込者が複数の場合は事業所推薦が上位の者
- (3) 実務経験証明書に記載されている内容については、必要に応じて、当該就業先事業所・施設又は管轄市町村等に確認する。
- (4) 受講可否等を記載した通知は、受講申込者の所属長あるいは市町村長あてに送付する。(令和3年9月中旬頃、研修実施機関から発送予定)。

11 受講決定後の提出書類

- (1) 本研修の演習では、受講者の担当事例又は指導事例を使用するため、事例を指定様式で作成し提出する。事例作成等の留意事項、提出書類及び提出日については、研修実施機関のホームページで案内するため確認すること。
- (2) 研修に関する目標の達成度を確認するため、受講前後に研修記録シートを提出する。

12 受講料及びテキスト代

- (1) 受講料 50,000円(テキスト代別途)
テキスト「3訂／介護支援専門員研修テキスト 主任介護支援専門員研修」
発行：一般社団法人 日本介護支援専門員協会
編集協力：株式会社 法研
定 価：4,000円+消費税
※受講料徴収方法及びテキストの購入方法については、受講決定時に研修実施機関から通知する。
- (2) 研修会場までの交通費及び宿泊費等は、受講者の負担とする。

13 修了証明書の交付

全科目を受講し、修了評価(筆記試験、課題提出及び演習状況等の評価)により修得状況を確認できた者を研修の修了者とし、研修修了証明書を交付する。

ただし、次に該当する場合は、該当科目に係るカリキュラムを修了したとはみなさないため、修了証明書が発行できないことがある。

- ① やむを得ない事由がない遅刻や早退、途中退席した者
- ② 研修受講態度が不良な者
 - ・ 研修の進行を妨げる行為をおこなった者
 - ・ 講師等の指示に従わない者
 - ・ 研修会場に迷惑をかける行為をおこなった者
 - ・ 研修の参加者として好ましくない行為をおこなった者例) 他者への攻撃的発言、講義と関係のない行動、演習に参加しない 等
- ③ 研修中の課題等を提出しない者

- ④秘密保持義務を守らない等、介護支援専門員の義務や倫理を損なうような行為をおこなった者
また、受講要件を満たさないまま研修を受講した者については研修修了証明書を交付しない。

14 個人情報について

- (1) 本研修の申込書等、各種添付書類に記載された個人情報については、適正に管理を行い山梨県主任介護支援専門員研修及び名簿登録、修了証発行業務に使用する。
- (2) 本研修の修了者の個人情報（介護支援専門員登録番号、氏名、所属先等）については、研修委託先等が実施する介護支援専門員養成・資質向上を図る各研修の講師等の名簿として山梨県・市町村又は介護支援専門員に係る山梨県が委託する研修実施機関・研修指定実施機関として指定する団体に提供する。

15 その他

- (1) 本研修の受講地については、原則介護支援専門員としての登録を行っている都道府県とする。登録地が山梨県以外で、本研修の受講を希望する場合は、山梨県健康長寿推進課に相談するものとする。
- (2) 本研修受講に当たり、課題等の様式提供・提出は WEB 上 にて行うため、次の環境の準備が必要となる。
①インターネット接続環境 ②電子メールアドレス ③マイクロソフト Excel・Word
※ 研修期間中に研修実施機関から受講者へ研修内容に関するメールを送信することがあるため、確実に連絡がとれるメールアドレスを登録すること。
※ 研修期間中は、研修実施機関からのメールやホームページを確認し、必要な準備を行うこと。
- (3) 研修実施機関である山梨県介護支援専門員協会では、本研修実施において、日本介護支援専門員協会提供の「受講管理システム」を活用する。
- (4) 研修修了者については、山梨県又は山梨県が研修指定実施機関として指定する団体が実施する介護支援専門員の養成・資質向上を図る各研修の講師等の候補者として、山梨県主任介護支援専門員登録名簿に掲載する。
- (5) 申込み内容等に虚偽があった場合は受講を認めないこととし、研修修了後に発覚した場合においては修了を取り消すこととする。

16 申込書及び事例等の提出先

〒400-0047 甲府市徳行 5-13-5 山梨県医師会館 1階
山梨県介護支援専門員協会 あて

17 問合せ先等

【研修の受講要件に関する問合せ先】

山梨県福祉保健部健康長寿推進課 介護サービス振興担当
〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1 TEL：055-223-1455 FAX：055-223-1469

【研修受講管理システム、提出事例等に関する問合せ先】

山梨県介護支援専門員協会 TEL：055-222-1661 FAX：055-222-1671
〒400-0047 甲府市徳行 5-13-5 山梨県医師会館 1階